

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 9 月25日
【会社名】	清水建設株式会社
【英訳名】	SHIMIZU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 新 村 達 也
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目16番 1 号
【電話番号】	03 - 3561 - 1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 小 山 哲 史
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目16番 1 号
【電話番号】	03 - 3561 - 1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 小 山 哲 史
【縦覧に供する場所】	清水建設株式会社 横浜支店 (横浜市中区吉田町65番地) 清水建設株式会社 千葉支店 (千葉市中央区富士見二丁目11番 1 号) 清水建設株式会社 関東支店 (さいたま市中央区新都心 7 番地 2) 清水建設株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区丸の内一丁目16番15号) 清水建設株式会社 関西支店 (大阪市中央区本町三丁目 5 番 7 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年9月24日開催の当社取締役会において、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）において募集する2031年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下2 - において「本新株予約権付社債」といい、そのうち新株予約権のみを「本新株予約権」という。）及び2033年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下2 - において「本新株予約権付社債」といい、そのうち新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議し、同日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出しておりますが、上記取締役会において未確定であった事項が決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

（注）訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

・ 2031年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に関する事項

□ 本新株予約権付社債券に関する事項

（ ）本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（訂正前）

（前略）

（2）転換価額は、当初、当社の取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記八記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（下記(xi)(2)に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

（後略）

（訂正後）

（前略）

（2）転換価額は、当初、2,845円とする。

（後略）

・ 2033年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に関する事項

□ 本新株予約権付社債券に関する事項

（ ）本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（訂正前）

（前略）

（2）転換価額は、当初、当社の取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記八記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（下記(xi)(2)に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

（後略）

（訂正後）

（前略）

（2）転換価額は、当初、2,704円とする。

（後略）

以 上